

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
1	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的</b> (略)</p> <p><b>第2節 計画の性格</b></p> <p>1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>(1) 国の防災基本計画との関係</p> <p>(略)</p> <p>県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害 <u>などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</u></p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p><b>第3節 計画の周知徹底</b> (略)</p> <p><b>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</b> (略)</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 緊急事態における判断基準 (略)</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level) (略)</p> <p>(2) 運用上の介入レベル (OIL: Operational Intervention Level) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み</b></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節</b> (略)</p> <p><b>第2節 計画の性格</b></p> <p>1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>(1) 国の防災基本計画との関係</p> <p>(略)</p> <p>県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害 <u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u> などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p><b>第3節 計画の周知徹底</b> (略)</p> <p><b>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</b> (略)</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 緊急事態における判断基準 (略)</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level) (略)</p> <p>(2) 運用上の介入レベル (OIL: Operational Intervention Level) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み</b></p> <p>(略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
9	<p>実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子</p>	<p>実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子</p>	

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考		
9	力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準		力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準		
	緊急事態区分分類	警戒事態 (Alert)		施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
	(略)				
	周辺監視区域放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により 1 μSv/h 以上を検出*		原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業者運搬に係る場合を除く。)	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線又は放射性物質が検出された場合 (事業者運搬に係る場合を除く。)
(略)					
10	(新設)	原子炉の運転等のための施設 (原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設) に適用される基準	<p>記述の適正化</p> <p>1 号炉冷却告示該当に対応した基準</p>		
	緊急事態区分分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	
	外的事象及びその他事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該原子力事業所所在市町において、震度 6 弱以上地震が発生した場合。</li> <li>当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区にお</li> </ul>	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のために影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のために影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水	

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後			備 考	
			<p><u>いて、大津波警報が発表された場合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></li> <li><u>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u></li> </ul>	<p><u>外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	<p><u>準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	
		<p><u>周辺監視区域放射線量率</u></p>	<p><u>原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により 1 μSv/h 以上を検出*</u></p>	<p><u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p>	<p><u>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p>	
		<p><u>周辺監視区域放射性物質濃度等</u></p>		<p><u>排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に</u></p>	<p><u>左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線</u></p>	

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考																																								
11	<p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th rowspan="2">初期設定値<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">O I L 1</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">O I L 4</td> <td>(略)</td> <td>β線：40,000 cpm<sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> <tr> <td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> <td>β線：13,000 cpm<sup>*3</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">早期防護措置</td> <td>(略)</td> <td>20 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとと</td> <td>(地上1mで計測した場合の空間放射線量</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要	O I L 1	(略)	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 4	(略)	β線：40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β線：13,000 cpm <sup>*3</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	早期防護措置	(略)	20 μSv/h	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとと	(地上1mで計測した場合の空間放射線量	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>達した場合に前項の線量に相当するとし て定める放射能水準に至った場合</td> <td>量に相当するとし て定める放射能水準に至った場合</td> </tr> </table> <p>※ 警戒事態に相当する事象(警戒事態等)として設定するもの</p> <p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th rowspan="2">初期設定値<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">O I L 1</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>*2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">O I L 4</td> <td>(略)</td> <td>β線：40,000 cpm<sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> <tr> <td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易な方法による除染(以下「簡易除染」という。)等を実施。</td> <td>β線：13,000 cpm<sup>*3</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">早期防護措置</td> <td>(略)</td> <td>20 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとと</td> <td>(地上1mで計測した場合の空間放射線量</td> </tr> </tbody> </table>			達した場合に前項の線量に相当するとし て定める放射能水準に至った場合	量に相当するとし て定める放射能水準に至った場合	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要	O I L 1	(略)	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。</u>	O I L 4	(略)	β線：40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易な方法による除染(以下「簡易除染」という。)等を実施。	β線：13,000 cpm <sup>*3</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	早期防護措置	(略)	20 μSv/h	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとと	(地上1mで計測した場合の空間放射線量	<p>➤ 原子力災害対策指針の改正を反映</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
基準の種類	基準の概要		初期設定値 <sup>*1</sup>																																								
	防護措置の概要																																										
O I L 1	(略)	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )																																									
	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																																										
O I L 4	(略)	β線：40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																																									
	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β線：13,000 cpm <sup>*3</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																																									
早期防護措置	(略)	20 μSv/h																																									
	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとと	(地上1mで計測した場合の空間放射線量																																									
		達した場合に前項の線量に相当するとし て定める放射能水準に至った場合	量に相当するとし て定める放射能水準に至った場合																																								
基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>																																									
	防護措置の概要																																										
O I L 1	(略)	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )																																									
	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。</u>																																										
O I L 4	(略)	β線：40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																																									
	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易な方法による除染(以下「簡易除染」という。)等を実施。	β線：13,000 cpm <sup>*3</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																																									
早期防護措置	(略)	20 μSv/h																																									
	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとと	(地上1mで計測した場合の空間放射線量																																									



宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
	<p>9から11 (略)</p> <p>第7節から第8節まで (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節から第6節まで (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>1から3まで (略)</p>	<p>9から11 (略)</p> <p>第7節から第8節まで (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節から第6節まで (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>1から3まで (略)</p>	
31	<p>4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) 原子力災害合同対策協議会の設置          県は、原災法第15条に<u>基づく</u>内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された後、同法第23条<u>により</u>、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設等に設置するものとする。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員          原子力災害合同対策協議会は、国の<u>原子力災害現地対策本部長及び県の現地災害対策本部長並びに関係市町及び原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から</u>構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5から10まで (略)</p>	<p>4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) 原子力災害合同対策協議会の設置          県は、原災法第15条に<u>規定する</u>内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された後、同法第23条<u>の規定</u>により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設等に設置するものとする。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員          原子力災害合同対策協議会は、国の<u>原子力災害合同対策協議会は、国の現地対策本部長、県の現地災害対策本部長、関係市町の各々の災害対策本部の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により</u>構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5から10まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
33	<p>11 防災業務関係者の安全確保のための資機材<u>等</u>の整備</p> <p>(1) 安全確保のための資機材の整備          県は、国及び関係市町と協力し、<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のための<u>資機材</u>をあらかじめ整備するものとする。</p>	<p>11 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備<u>等</u></p> <p>(1) 安全確保のための資機材の整備          県は、国及び関係市町と協力し、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のための<u>防災資機材</u>をあらかじめ整備するものとする。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>



宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
35	<p>(2) 国、関係市町及び原子力事業者との情報交換                  県は、<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第8節から第9節まで (略)</p> <p>第10節 緊急時の<u>公衆</u>被ばく線量評価体制の整備                  県は、国の支援 <u>のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から</u> 緊急時に<u>公衆</u>の被ばく線量の評価・推定を<u>迅速</u>に行えるよう、<u>甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆</u>の被ばく線量評価体制の整備を推進するものとする。</p> <p>第11節 複合災害に備えた体制の整備                  県は国と連携し、複合災害 <u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u>の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。                  (略)</p> <p>第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 (略)</p>	<p>(2) 国、関係市町及び原子力事業者との情報交換                  県は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p><u>(3) 安全確保に関する研修、教育訓練</u>                  県は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。</u></p> <p>第8節から第9節まで (略)</p> <p>第10節 緊急時の<u>住民等</u>被ばく線量評価体制の整備                  県は、国の支援<u>や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材(NaI(Tl)サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等)の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定</u>等、<u>住民等</u>の被ばく線量評価体制の整備を推進するものとする。</p> <p>第11節 複合災害に備えた体制の整備                  県は国と連携し、複合災害 <u>の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。</u>                  (略)</p> <p>第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 (略)</p>	<p>➢ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➢ 記述の適正化</p> <p>➢ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➢ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➢ 防災基本計画の修正を反映</p>
36	<p>第13節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) 避難等計画の作成支援 (略)</p> <p>① P A Z内避難等計画に係る考え方                  原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) ではP A Z内の</p>	<p>第13節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) 避難等計画の作成支援 (略)</p> <p>① P A Z内避難等計画に係る考え方                  原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) ではP A Z内の施</p>	<p>➢ 防災基本計画の修正を反映</p>





宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
45	<p>行うため <u>相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図ることについて、関係市町に対し助言するものとする。</u></p> <p>第17節から第18節まで (略)</p> <p><b>第19節 行政機関の業務継続計画の策定</b>          県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための<u>立ち退き</u>の指示等(以下「避難指示等」という。)を受けた地域に含まれた場合の退避先の確保を進めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。</p> <p>第20節から第25節まで (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 緊急事態応急対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針 (略)</b></p> <p><b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</b></p> <p>1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合</p> <p>①から②まで (略)</p> <p>③ 原子力規制委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び<u>公衆</u>に対し情報提供を行うこととされている。また、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、原子力事業所の被害状況に応じてPAZを含む市町には、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備を要請することとされている。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>行うため、「<u>顔の見える関係</u>」を構築し<u>信頼感を醸成するよう努め</u>、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図ることについて、関係市町に対し助言するものとする。</p> <p>第17節から第18節まで (略)</p> <p><b>第19節 行政機関の業務継続計画の策定</b>          県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための<u>立退き</u>の指示等(以下「避難指示等」という。)を受けた地域に含まれた場合の退避先の確保を進めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。</p> <p>第20節から第25節まで (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 緊急事態応急対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針 (略)</b></p> <p><b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</b></p> <p>1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合</p> <p>①から②まで (略)</p> <p>③ 原子力規制委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び<u>住民等</u>に対し情報提供を行うこととされている。また、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、原子力事業所の被害状況に応じてPAZを含む市町には、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備を要請することとされている。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>
52	<p>③ 原子力規制委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び<u>公衆</u>に対し情報提供を行うこととされている。また、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、原子力事業所の被害状況に応じてPAZを含む市町には、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備を要請することとされている。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>③ 原子力規制委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び<u>住民等</u>に対し情報提供を行うこととされている。また、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、原子力事業所の被害状況に応じてPAZを含む市町には、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備を要請することとされている。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p>



宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考																								
67	<p>を実施することとする。 ・原子力事業所所在市町で震度5弱<b>もしくは</b>5強を観測する地震が発生した場合（防災基本計画に定める情報収集事態に該当） （略）</p> <p>（3）から（5） （略）</p> <p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 （略）</p> <p><b>表3-4-4 原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>関係市町</td> <td>災害対策副本部長 <hr/>その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	構 成 員	国	（略）	県	（略）	関係市町	災害対策副本部長 <hr/> その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者	原子力事業者	（略）	その他	（略）	<p>を実施することとする。 ・原子力事業所所在市町で震度5弱<b>若しくは</b>5強を観測する地震が発生した場合（防災基本計画に定める情報収集事態に該当） （略）</p> <p>（3）から（5） （略）</p> <p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 （略）</p> <p><b>表3-4-4 原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>関係市町</td> <td>災害対策副本部長 <b>又は当該市町の災害対策本部の災害対策本部員</b> その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	構 成 員	国	（略）	県	（略）	関係市町	災害対策副本部長 <b>又は当該市町の災害対策本部の災害対策本部員</b> その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者	原子力事業者	（略）	その他	（略）	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
関係機関	構 成 員																										
国	（略）																										
県	（略）																										
関係市町	災害対策副本部長 <hr/> その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者																										
原子力事業者	（略）																										
その他	（略）																										
関係機関	構 成 員																										
国	（略）																										
県	（略）																										
関係市町	災害対策副本部長 <b>又は当該市町の災害対策本部の災害対策本部員</b> その他の職員で市町災害対策本部長から委任を受けた者																										
原子力事業者	（略）																										
その他	（略）																										
68	<p>3から5まで （略）</p> <p>6 関係市町への協力体制 <b>本部長（知事）</b>は、関係市町長が災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p> <p>7及び8 （略）</p> <p>9 防災業務関係者の安全確保 （略）</p>	<p>3から5まで （略）</p> <p>6 関係市町への協力体制 <b>知事（本部長）</b>は、関係市町長が災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p> <p>7及び8 （略）</p> <p>9 防災業務関係者の安全確保 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>																								

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
69	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護 <u>(新設)</u></p> <p>① 防災業務関係者の被ばく管理については、<u>表3-4-5「防災業務関係者の防護指標」</u>に基づき行うものとする。</p> <p>② 防災業務関係者に係る被ばく管理については、原則として各機関独自で行うものとし、県の<u>防災業務関係者の被ばく管理</u>を現地本部事務局が担うものとする。</p> <p>③ 県の現地本部事務局は、現地本部に被ばく管理や放射線防護対応を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>④ 県は、放射線防護要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>⑤ 県の現地本部事務局は、医療班、モニタリング班と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとし、この際、緊急時モニタリングセンター（EMC）とも緊密な連携を行うこととする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>⑥ 県は、<u>応急対策活動を行う県</u>の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p>	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、放射線防護に係る指標を定めるものとする。なお、指標の設定に当たっては、表3-4-5「防災業務関係者の防護指標」を参考にすることを基本とする。</u></p> <p>② <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の放射線防護については、<u>定められた防災業務関係者の放射線防護に係る指標</u>に基づき行うものとする。</p> <p>③ <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者に係る被ばく管理については、原則として各機関独自で行うものとし、県の<u>当該</u>防災業務関係者の被ばく管理を現地本部事務局が担うものとする。</p> <p>④ 県の現地本部事務局は、現地本部に被ばく管理や放射線防護対応を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>⑤ 県は、放射線防護要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>⑥ 県の現地本部事務局は、医療班、モニタリング班と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとし、この際、緊急時モニタリングセンター（EMC）とも緊密な連携を行うこととする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>⑦ 県は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p>	<p>➤ 原子力災害対策指針の改正を反映</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>
70	<p>⑦ 県は、<u>応急対策を行う</u>職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町長及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑧ 県は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町長及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>⑨ <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
71	<p>(略)</p> <p><b>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</b> (略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 報道責任者の指定 (略)</p> <p>なお、知事(災害対策本部長)が必要と認めるときは、報道機関に要請の上、自らテレビ、ラジオ等を通じ直接県民に対して必要な呼び掛けを行うものとする。</p> <p>(5) から (11) まで (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p>	<p><u>行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</b> (略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 報道責任者の指定 (略)</p> <p>なお、知事( <u>          </u> 本部長)が必要と認めるときは、報道機関に要請の上、自らテレビ、ラジオ等を通じ直接県民に対して必要な呼び掛けを行うものとする。</p> <p>(5) から (11) まで (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
75	<p><b>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b> 1 から 3 まで (略)</p> <p>4 関係機関等への協力要請</p> <p>(1) 情報提供の要請</p> <p><u>災害対策</u>本部長は、現地災害対策本部のモニタリング班を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b> 1 から 3 まで (略)</p> <p>4 関係機関等への協力要請</p> <p>(1) 情報提供の要請</p> <p><u>          </u>本部長は、現地災害対策本部のモニタリング班を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>



宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
78	<p>第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等 ①から②まで (略)</p> <p>③ 全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びP A Z内の避難指示が出された場合は、P A Z内の予防的防護措置(避難)を行うこととし、県はP A Zを含む市町に対し、住民等に対する避難のための<u>立ち退き</u>の指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合にはP A Zを含む市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。 (略)</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p>	<p>第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等 ①から②まで (略)</p> <p>③ 全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びP A Z内の避難指示が出された場合は、P A Z内の予防的防護措置(避難)を行うこととし、県はP A Zを含む市町に対し、住民等に対する避難のための<u>立ち退き</u>の指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合にはP A Zを含む市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。 (略)</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
82	<p>(5) <u>避難退域時検査等</u>の実施 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(5) <u>避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</u> (略)</p> <p>(6) <u>避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</u> 県は、国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がO I Lに基づき、特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 防災基本計画の修正を反映</p>
83	<p>(6) 安定ヨウ素剤の服用 (略)</p> <p>(7) 要配慮者等への配慮 (略)</p> <p>(8) 学校等施設における防護措置 (略)</p> <p>(9) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)</p>	<p>(7) 安定ヨウ素剤の服用 (略)</p> <p>(8) 要配慮者等への配慮 (略)</p> <p>(9) 学校等施設における防護措置 (略)</p> <p>(10) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ</p>



宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
84	<p>(10) 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置            本部長は、市町村等が設定した警戒区域もしくは避難指示等を行った区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>(11) 飲食物、生活必需品等の供給            ①から②まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ 県及び市町村は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>④ 県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>⑤ 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。            なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>⑥ 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</p>	<p>(11) 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置            本部長は、市町村等が設定した警戒区域若しくは避難指示等を行った区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>(12) 飲食物、生活必需品等の供給            ①から②まで (略)</p> <p>③ 県及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>④ 県及び市町村は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>⑤ 県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>⑥ 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。            なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>⑦ 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</p>	<p>▶ 条項ずれ            ▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 条項ずれ</p> <p>▶ 防災基本計画の修正を反映</p> <p>▶ 条項ずれ</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
87	<p>2 自らの判断による措置 (略)</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 立入制限等の措置 I 陸上の立入制限等の措置 (略)</p> <p>II 海上の立入制限等の措置 宮城海上保安部長は、<u>県災害対策本部長(知事)</u>又は関係市町長の要請等に基づき、警戒区域内の<u>海域</u>に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。</p> <p>第7節の2から第9節まで (略)</p> <p>第10節 原子力災害医療活動</p> <p>1 原子力災害医療体制 (1) 県現地災害対策本部医療班の設置 (略)</p>	<p>2 自らの判断による措置 (略)</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 立入制限等の措置 I 陸上の立入制限等の措置 (略)</p> <p>II 海上の立入制限等の措置 宮城海上保安部長は、<u>知事(本部長)</u>又は関係市町長の要請等に基づき、警戒区域内の<u>海域</u>に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。</p> <p>第7節の2から第9節まで (略)</p> <p>第10節 原子力災害医療活動</p> <p>1 原子力災害医療体制 (1) 県現地災害対策本部医療班の設置 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
90	<p>(2) 関係機関等への協力要請 <u>県災害対策本部長</u>は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、国立大学法人東北大学 東北大学病院（以下「東北大学病院」という。）、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）、日本赤十字社宮城県支部等の医療機関並びに公益社団法人宮城県医師会（以下「宮城県医師会」という。）及び公益社団法人宮城県放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供について協力を要請するものとする。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p> <p>2 原子力災害医療活動の実施 (略)</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	<p>(2) 関係機関等への協力要請 <u>本部長</u>は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、国立大学法人東北大学 東北大学病院（以下「東北大学病院」という。）、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）、日本赤十字社宮城県支部等の医療機関並びに公益社団法人宮城県医師会（以下「宮城県医師会」という。）及び公益社団法人宮城県放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供について協力を要請するものとする。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p> <p>2 原子力災害医療活動の実施 (略)</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
92	<p>(4) 原子力災害拠点病院 _____ の対応 <u>原子力災害拠点病院</u>は、 _____ 汚染の有無に関わらず搬送された傷病者を受け入れ、 _____ 被ばくがある場合には適切な診療等を行う。 <u>また</u>、原子力災害が発生した立地道県内等において救急医療 _____ を行う「原子力災害医療派遣チーム」を配置する。</p>	<p>(4) 原子力災害拠点病院（以下「<u>拠点病院</u>」という。）の対応 <u>拠点病院</u>とは、<u>原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず</u> _____ 傷病者を受け入れ、<u>適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）</u>に対しては適切な診療等を行う。 <u>さらに</u>、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う</p>	<p>➤ 原子力災害対策指針の改正を反映</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
	<p>(5) 原子力災害医療協力機関の対応  <u>原子力災害医療協力機関</u> は、<u>実施できる機能に応じて</u>、原子力災害時において<u>行われる診療や県等が行う</u>原子力災害対策等を支援する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 高度被ばく医療支援センターへの搬送  <u>原子力災害</u>拠点病院で(2)の検査、除染及び(4)の診療等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター(弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、広島大学、長崎大学)に搬送するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 原子力災害医療派遣チーム                      原子力災害が発生またはそのおそれがある場合において、原子力災害の緊急事態応急対策の段階における被災道府県の救急医療等を行う。</p> <p>(8) 緊急時の<u>公衆</u>の被ばく線量の把握                      国、指定公共機関及び県は連携し、原子力災害対策本部の指示の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、<u>発災後一か月以内を目途に</u>緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばく<u>の把握を行うとともに、速やかに</u>外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。                      (略)</p>	<p>原子力災害医療派遣チーム <u>を編成</u>する。</p> <p>(5) 原子力災害医療協力機関 <u>(以下「協力機関」という。)</u>の対応  <u>協力機関とは、</u>原子力災害時において<u>県等や拠点病院が行う</u>原子力災害対策に<u>協力する機関であり、被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供や、住民等の被ばくや汚染に対する検査への協力等を行う。</u></p> <p><u>(6) 原子力災害医療・総合支援センターの対応</u>  <u>原子力災害医療・総合支援センターとは、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。</u></p> <p>(7) 高度被ばく医療支援センターへの搬送  <u>拠点病院で(2)の検査、除染及び(4)の診療等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター(弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、広島大学、長崎大学)に搬送するものとする。</u></p> <p><u>(8) 基幹高度被ばく医療支援センターの対応</u>  <u>基幹高度被ばく医療支援センターとは、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の対応を行う。</u></p> <p>(9) 原子力災害医療派遣チーム                      原子力災害が発生またはそのおそれがある場合において、原子力災害の緊急事態応急対策の段階における被災道府県の救急医療等を行う。</p> <p>(10) 緊急時の<u>住民等</u>の被ばく線量の把握                      国、指定公共機関及び県は連携し、原子力災害対策本部の指示の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、<u>住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から</u></p>	<p>▶ 原子力災害対策指針の改正を反映</p> <p>▶ 原子力災害対策指針の改正を反映</p> <p>▶ 条項ずれ ▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 原子力災害対策指針の改正を反映</p> <p>▶ 条項ずれ</p> <p>▶ 条項ずれ ▶ 防災基本計画の修正を反映</p>

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年2月)	修 正 後	備 考
94	<p>第11節 労働災害時の被ばく医療活動 (略)</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応 (略)</p> <p>(2) <u>原子力災害</u>拠点病院における対応 <u>原子力災害</u>拠点病院は、汚染の有無に<u>関わらず搬送された</u>傷病者を受け入れ、<u>被ばくがある場合には適切な診療等</u>を行う。</p> <p>(3) <u>原子力災害医療</u>協力機関の対応 <u>原子力災害医療</u>協力機関は、<u>実施できる機能に応じて、原子力災害拠点病院や県等</u>が行う原子力災害医療活動に準じた応急対策等<u>を支援する。</u></p> <p>(4) 高度被ばく医療支援センターへの搬送 <u>原子力災害</u>拠点病院で診療等の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、原子力災害医療活動に準じて、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、広島大学、長崎大学）に搬送するものとする。</p> <p>第12節から第14節まで (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節から第13節まで (略)</p>	<p>外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。 (略)</p> <p>第11節 労働災害時の被ばく医療活動 (略)</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応 (略)</p> <p>(2) _____ 拠点病院における対応 _____ 拠点病院は、汚染の有無に<u>かかわらず</u> 傷病者を受け入れ、<u>適切な医療を提供する。また、被ばく傷病者等に対しては適切な診療等</u>を行う。</p> <p>(3) _____ 医療協力機関の対応 _____ 協力機関は、<u>被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供等、県や拠点病院</u>が行う原子力災害医療活動に準じた応急対策等<u>に協力する。</u></p> <p>(4) 高度被ばく医療支援センターへの搬送 _____ 拠点病院で診療等の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、原子力災害医療活動に準じて、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、広島大学、長崎大学）に搬送するものとする。</p> <p>第12節から第14節まで (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節から第13節まで (略)</p>	<p>▶ 原子力災害対策指針の改正を反映</p> <p>▶ 原子力災害対策指針の改正を反映</p> <p>▶ 記述の適正化</p>